

※消せるボールペンや鉛筆では記入しないでください。  
※現在ハローワークカードを所持し、求職活動を行っている保護者は、この申出書の提出を、ハローワークカードの写しの提出で替えることができます。

## 求職活動等による保育必要事由申出書

私の保育必要事由（求職活動等）について、以下のとおり申し出ます。

求職活動等を行う 保護者氏名	
子どもとの続柄	父・母・その他(続柄: )

入所希望の児童名			
生年月日	年月日	年月日	年月日

### 現在の求職活動等に係る状況について

該当する項目にチェック、記入をしてください。

保育施設の利用開始後(入所後)に求職活動予定。

現在、求職活動を行っている。

→ハローワークカードを所持し活動している場合は、カードの写しを提出することで、この申出書の提出に替えることができます。

※求職活動とは、面接のための企業訪問や、ハローワークでの活動など、外出を常態とすることであり、自宅での求人情報等の閲覧、電話での活動はこれに当たりません。

就労予定先があるが、まだ詳細が決まっていないため、「就労証明書」を書いてもらうことができない。  
(おおむね3ヵ月以内の就労予定について)

就労予定先名称 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)

所在地 \_\_\_\_\_

就労予定時期 令和 年 月 日 \*日が未定の場合は月まで

→詳細が決まり次第、就労証明書を就労先から書いてもらい、提出してください。

起業予定(おおむね3ヵ月以内の起業予定について)

業務内容 \_\_\_\_\_

起業予定時期 令和 年 月 日 \*日が未定の場合は月まで

→個人事業主となる場合は別様式「自営業申立書」を予定の形で記入しても結構です。  
法人の場合は、起業後、速やかに「就労証明書」を提出してください。

### 【注意事項】

①上記のいずれかを事由として保育施設入所した場合、就労など別の事由に切り替わるまで、3ヵ月ごとに入所期間の更新を行います。

そのため、3ヵ月目の15日(閉庁日に当たっている場合はその直前の開庁日)までに、3ヵ月後の保育所入所を要する事由(就労、求職活動継続、妊娠・出産、看護・介護、傷病など)を申請していただきます。(記入していただく申請書類があります。また、入所を要する事由ごとに添付を要する資料があります。)

②①の手続き時、求職活動継続が入所期間更新の事由となる方は、入所後最初の2ヵ月分の「求職活動報告書」(入所(期間更新)決定後に配布)を、①で記入する申請書類にあわせて提出していただきます。(例:6月末が期間の終期となる場合は、5月15日までに、4・5月分の「求職活動報告書」を提出する。)

③就労先が決まった場合は、保育所入所決定前、入所後を問わず、速やかに職場から「就労証明書の記入を受け、こども家庭センター保育係へ提出のこと。

④保育所の入所要件に該当しなくなった場合や、入所期間更新に必要な書類の提出が無い場合は、退所となります。

⑤この申出書の記入内容が事実と異なる場合は、入所を取り消すことがあります。